

平成31年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成31年3月1日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成31年3月1日 午後1時30分宣告

開 議 平成31年3月1日 午後1時30分宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番 西森 勝仁 4番 下川 芳樹

平成31年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成31年 3月 1日 午後1時30分開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 陳情について |
| 日程第6 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第7 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐川町一般会計補正予算（第5号）） |
| 日程第8 | 議案第1号 | 平成30年度佐川町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第9 | 議案第2号 | 平成30年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第3号 | 平成30年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第4号 | 平成30年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第5号 | 平成30年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第6号 | 平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第7号 | 平成30年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第8号 | 平成30年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第 16 議案第 9 号 平成 31 年度佐川町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 10 号 平成 31 年度佐川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 11 号 平成 31 年度佐川町学校給食特別会計予算
- 日程第 19 議案第 12 号 平成 31 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 13 号 平成 31 年度佐川町介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 14 号 平成 31 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 15 号 平成 31 年度佐川町水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 16 号 平成 31 年度佐川町病院事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 17 号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 18 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第 26 議案第 19 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 20 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 21 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 22 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第 30 議案第 23 号 佐川町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 31 議案第 24 号 佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 32 議案第 25 号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 33 議案第 26 号 佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

- 日程第 34 議案第 27 号 佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 35 議案第 28 号 佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 36 議案第 29 号 佐川町住宅新築資金等貸付条例の廃止について
- 日程第 37 議案第 30 号 佐川町商工業振興資金融資条例の廃止について
- 日程第 38 議案第 31 号 佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 39 議案第 32 号 佐川町民テニスコート設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 40 議案第 33 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 41 議案第 34 号 佐川町立山崎記念天文台設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 42 議案第 35 号 佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 43 議案第 36 号 牧野公園の指定管理者の指定について
- 日程第 44 議案第 37 号 旧浜口家住宅の指定管理者の指定について
- 日程第 45 議案第 38 号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第 46 議案第 39 号 牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について
- 日程第 47 議案第 40 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
- 日程第 48 議案第 41 号 佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について
- 日程第 49 議案第 42 号 四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 50 議案第 4 3 号 中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 51 議案第 4 4 号 加茂辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 52 議案第 4 5 号 庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 31 年 3 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は、全員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、3 番、西森勝仁君、4 番、下川芳樹君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（西村清勇君）

3 月定例会の会期及び運営につきまして、2 月 22 日議会運営委員会を開催し、審議をした結果を報告します。

本日 3 月 1 日を開会日とし、議案の上程までとします。2 日土曜日、3 日日曜日は休会とします。4 日月曜日と 5 日火曜日は一般質問を行います。6 日水曜日は、予算勉強会のため休会といたします。7 日木曜日にも予算勉強会及び全員協議会を開催するため休会とします。8 日金曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会といたします。

本定例会の会期は、3 月 1 日から 8 日までの 8 日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては議長に一任しますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 8 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から 8 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

12 月定例会後の重立ったものについて報告します。

初めに、12 月 9 日、佐川町健康福祉大会がかわせみで開催され祝辞を申し上げてまいりました。

1月10日、新春恒例の「えびす祭り」が行われ、参加いたしました。商工業の振興と佐川町の発展を祈願し、おなばれでは商工会関係者や保育園児などとともに、太鼓や子供みこしなど、にぎやかなかけ声とともに商店街を練り歩きました。

1月13日、平成31年佐川町成人式が桜座で開催され、皆様とともに出席いたしました。式典は大変厳粛に行われ、議会を代表して109名の新成人にお祝いを申し上げてまいりました。記念行事として、フェアリーピッタのバンドの演奏ステージがあり、新成人たちと一緒に観賞してまいりました。

1月25日から27日まで北海道北見市で開催された姉妹都市提携30周年記念事業に副議長、各常任委員長とともに参加いたしました。本町からは一般の訪問団も含め20名が式典に参加いたしました。大変な歓迎を受け、あらためて姉妹都市提携後30年の歴史の深さを感じさせられるものでありました。

2月2日、高松市において「新幹線で四国を変えよう」と題したシンポジウムが開催され、参加いたしました。会では大阪大学工学研究科教授の土井健司氏の「四国の鉄道の現状及び新幹線の必要性」と題した基調講演の後、パネルディスカッションが行われました。

2月15日、日高村佐川町学校組合臨時会が開催されました。提出されました議案は加茂小中学校空調設備及び電気設備改修工事の契約案件1件で、原案のとおり可決されました。なお、契約金額6,715万4,400円で、契約者は株式会社高知電気であります。

2月21日、第70回町村議会議長会定期総会が高知県自治会館で開催され、事務局と出席しました。総会に先立ち、全国町村議会議長会から表彰状伝達式が行われ、本町からは、私、永田が議会議長として7年以上在職ということで自治功労者表彰をいただきました。

定期総会では、会務報告など報告4件と、平成31年度議会議長会運営方針、一般会計予算など3議案が審議され、いずれも原案どおり決定されました。

引き続き高知県町村長・町村議会議長大会がクラウンパレス新阪急高知で開催されました。

この大会は執行部と議会が一体となった取り組みで、地方財政の充実・強化について2項目、農林水産業・地域の活力創造について14項目、南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について18項目、医療福祉施策の充実・強化について11項目、交通基盤等イン

フラ整備の促進について4項目を決議いたしました。また地方創生の推進に向けてと、参議院議員選挙の合区の見直しに関する特別決議も行い、高知県、県選出国會議員、関係行政機関へ実行運動を展開していくことを決定いたしました。

2月25日、県主催の天皇陛下御在位30周年記念式典が県民文化ホールで開催され、町長、副議長と出席いたしました。式典では式辞・祝辞の後、記念演奏や陛下御来県時の映像の上映が行われました。

2月27日、高吾北広域町村事務組合第1回定例会が開催されました。提出されました議案は条例改正案3件、平成30年度補正予算案2件、平成31年度当初予算案5件の計10議案であり、すべての議案が原案のとおり可決されました。

本日3月1日、県立佐川高等学校卒業証書授与式に御案内を受け、町長と出席してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

本日は、議員の皆様方の御出席をいただき、平成31年3月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

文教のまち佐川の誇りを取り戻すべく、昨年8月に、内閣府から平成30年度地方創生推進交付金事業として決定いただいた地域ぐるみふるさと学とシティプロモーション事業について、まずは報告をさせていただきます。

仮称として、さかわ未来学と呼んでいるこのふるさと学は、ふるさとに愛着と誇りを持ち、心豊かでたくましく未来を切りひらく子供たちを育成することとあわせて大人の方にも生涯学習として改めて佐川町のことを学んでいただき、ふるさとを大切に思い、一緒に幸せな未来をつくっていただくことを目的としております。

さかわ未来学では、学び、身につけるべき力として、ふるさと力、人間力、未来創造力の3つの力を定義しております。

1つ目の力、ふるさと力を育むためには、佐川町の歴史、文化、産業、偉人を学ぶこととあわせて、3つのしよく育から学んでいた

だくことを考えております。

植物の植育では、牧野博士が言われておりました、植物を育てることで思いやりの心を育み、また植物と触れ合うことで美しい心も育みたいと考えております。

食べる食育では、幸せと命の源である食について学び、健康な体を育み、また食事や食材をつくってくれている方々への感謝の心を育みたいと考えております。

職業の職育では、佐川町内の仕事を理解し、働くことの大切さや未来に向けての社会変化を学び、創造力を育みたいと考えております。

2つ目の力、人間力を育むためには、名教館こども論語塾でも一番大切にしていた仁、相手を思いやる心の大切さを伝え続け、感謝する心、情熱、忍耐力など人間として生きる基本となる力を学んでいただくことを考えております。

3つ目の力、未来創造力は、A I や I O T などさまざまなテクノロジーが加速度的に進化する予測困難な変化の激しい社会の中で、みずから未来を切りひらき自己実現を果たすための力と位置づけ、プログラミング教育の実施や、A I 型タブレット教材の活用、映像による未来のイメージングなど、みずから考え、決める力や未来を切りひらく力を学んでいただくことを考えております。

本年度は、経済産業省が実施している未来の教室実証事業の調査研究や高知工科大学、高知工業高等専門学校などにヒアリングを行い、具体的なカリキュラムにつなげるための情報収集を行っております。

また、佐川町食生活改善推進協議会の長年にわたる活動の中でつくってこられた体にいい味まんレシピや、うす味・もち味・ほんとうの味レシピの中から、子供たちや住民の皆様に伝えたいレシピの料理方法を映像におさめ、学校での食育に活用し、さらにはスマホやタブレットから簡単に見ることができるよう取り組みを進めております。

また、人間力を育む教育を先進的に実施している自治体を訪問して、具体的な取り組み方についても調査研究してくる予定であります。

本定例会には、平成 31 年度当初予算案として、教育研究所の運営及びふるさと教育の充実、I C T を活用した教育の推進などに係る

費用として、7,220万5千円を計上させていただいております。

地方創生の本丸としての教育、人づくりを体系だって継続していくことで、世界一幸せなまち佐川町を目指したまちづくりを行っていきたいと考えております。

次に、高知県の新たな管理型最終処分場につきまして、昨年12月定例会以降の経過について報告いたします。

昨年12月21日に、岩城高知県副知事が佐川町役場にお見えになり、尾崎知事からの新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備の受け入れについての書面を受け取りました。

その後、12月24日に健康福祉センターかわせみ、26日に集落活動センター加茂の里におきまして、選定に至る経過、理由についての説明会が高知県主催で開催されました。

住民の皆様からは、設置に反対する御意見や、選定過程がおかしいのではないかと、井戸水や河川の水質への影響があるのではないかと、長竹川が増水して国道まで浸水したことがある、など疑問や不安の声をいただきました。

また、長竹自治会からは、12月以降3度にわたって地元の皆様の声を書面でいただきました。

その中では、十分な説明がないまま町長が先走っている感がある、地域住民が納得のいく説明をしてもらいたい。といった町の姿勢に対する疑問とともに設置に反対する御意見や、なぜ加茂なのか納得がいかない。県は完全に汚水の漏れを防ぐと言っているが安全とは言いきれない。など、選定の理由や施設の安全性に対する疑問や不安の声がありました。

その一方で、受け入れごみについて、予定しているもの以外を持ち込ませないことを約束するべきである。安全性、健康面から佐川町や加茂地区のイメージダウンにつながる施設であると懸念します、将来的に過疎化が進むことがないように地元の加茂が魅力ある地域になるよう計画していただきたい。といった施設を設置する場合の条件に関する御意見もいただきました。

こういった住民の皆様からの疑問や不安の声にお応えするため、2月17日から20日までは加茂地区の4カ所、21日は黒岩地区、22日は斗賀野地区、23日は佐川地区、25日には尾川地区で説明会を開催していただき、町内全ての地区において候補地選定の流れ、処分場に持ち込まれる廃棄物の種類、管理型最終処分場の施設の概要、

さらには大雨による長竹川の増水防止対策などについて、より詳細な資料を提示して丁寧に説明が行われました。

住民の皆様からは、候補地の選定に当たっての評価項目や手順に対する疑問や、日高村のエコサイクルセンターの次に、近隣の佐川町を選定することは仁淀川流域に対して配慮がないのではないかと、そもそも処分場を近くには持ってきてほしくない。などの反対の声をいただきました。

また、住民の皆様の中には、施設について一定の理解を示された上で、地元の道路改修や河川の整備など、基盤整備をしっかりとしてほしい、井戸水の心配があるので上水道を引き込む工事をしてほしい、など施設整備に当たっての具体的な要望を述べられる方もおられました。

今月には、候補地の現地見学も予定しており、県に対しては、引き続き住民の皆様への質問や意見に対してしっかりと説明をしていただきたいと伝えてあります。

町としましては、住民の皆様への声をしっかりと受けとめ、県に今後の対応について意見や要望を伝えてまいりたいと考えております。

次に、平成 31 年度一般会計当初予算案の概要につきまして、説明をさせていただきます。

予算編成に当たっては、「すべては、佐川町を幸せな町にするため、住民の幸せのために」を経営理念におき、第 5 次総合計画に基づくまちづくりを確実に前に進めていくために、主体的に「まじめに、おもしろく。」考え、実行し、「笑顔あふれる元気で幸せなまちをみんなで作る！」を経営方針とした上で、佐川町がより幸せなまちになるための予算編成に取り組みました。

限りある財源を最大限有効に活用することを基本として、事業の評価に基づく見直しを徹底するとともに、決算額や予算執行状況など確かな根拠に基づき編成いたしました一般会計の予算規模につきましては、総額 67 億 8,765 万 6 千円、対前年度比 3,830 万 2 千円、0.6%の減額予算となりました。

国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、平成 30 年度より、町税は 129 万 1 千円の増額を見込んでおります。

歳入の大半を占める地方交付税のうち、普通交付税は、平成 31 年度の国の地方財政計画から推計し、2.0%の増加を見込み、特別交付

税は、ここ数年の決算額から平成 30 年度と同額の 3 億円を見込み、地方交付税全体としまして、平成 30 年度より、4,300 万円増の 25 億 4,800 万円を見込んでおります。

その他、国の各交付金につきましても、約 1 千万円の増額が見込まれております。

また、一般財源による経常的経費について、裁量的経常経費のシーリングを含めた予算計上方法の見直しを行ったこと、さらに、県支出金や地方債などの特定財源が増加したことにより、財源が不足するときに取り崩す財政調整基金からの繰入金は、平成 30 年度より 3 億 6,085 万 3 千円減の 3 億 8,934 万 4 千円となり、その結果、一般財源の総額としまして、3 億 1,097 万 5 千円減の 46 億 147 万 9 千円となっております。

続きまして、平成 31 年度の主要な事業につきまして、総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

教育分野に関する事業としまして、まず、教育研究所を中心とした教育の推進につきましては、ふるさと教育の充実、不登校の改善、学力向上、ICTを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及びふるさと教育の推進、小中学校用タブレット購入に係る費用として 7,220 万 5 千円を計上しております。

次に、情報の拠点、生涯学習の拠点、町民生活の拠点となる新図書館の整備方針策定業務委託料として 727 万 1 千円を計上しております。

産業と仕事分野に関する事業としまして、まず、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に 12 名、観光振興に 2 名、農業担い手候補生に 3 名、さかわ発明ラボの運営に 9 名、ふるさと寄附推進に 1 名、牧野公園整備に 1 名の計 28 名、1 億 2,275 万 4 千円を計上しております。

次に、間伐・作業路開設事業につきましては、高知県の緊急間伐総合支援事業を活用して、計画的な間伐を進めていくための補助金として、2,888 万円を計上しております。

観光振興と情報発信分野に関する事業としまして、まず、観光協会補助運営費につきましては、町内外への観光情報発信を担う佐川観光協会の運営費補助、また今秋に開催いたします、わんさかわっしょい体験博実施委託料として 1,779 万 2 千円を計上しております。

次に、移住促進事業につきましては、県外への情報発信、移住相

談会への参加、移住者向け住宅整備のための耐震改修、移住促進住宅やお試し滞在施設の管理費用などとして5,345万5千円を計上しております。

健康と福祉分野に関する事業としまして、まず、あったかふれあいセンター事業につきましては、尾川、斗賀野、黒岩、加茂の4地区での事業運営に係る費用として、3,567万4千円を計上しております。

次に、地域づくり事業につきましては、尾川、斗賀野、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとして1,097万7千円を計上しております。

安全・安心分野に関する事業としまして、まず、木造住宅耐震化支援事業につきましては、防災意識の高まりによる申請増に対応するため、委託料、補助金として、5,538万8千円を計上しております。

次に、地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、予備車両1台の購入費用、廃止路線代替バス運行維持費の補助金などとして、4,754万2千円を計上しております。

また地方道路交付金事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事等に係る費用として、2億1千万円を計上しております。

また、消防施設整備事業につきましては、尾川消防屯所の新築、消防自動車の更新、消防団の装備品などに係る費用として、3,843万2千円を計上しております。

最後に、防災行政無線施設管理費につきましては、重要な情報伝達手段である防災行政無線の運用に係る経費、また、計画的に機器の更新を進めるための計画策定業務委託料などとして、1,245万7千円を計上しております。

以上が、平成31年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もごさいますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございします。

まず、わんさかわっしょい体験博の取り組みについて報告いたします。

観光を切り口とした地域づくりを進めるため、本年度から取り組んでおります体験型観光プログラムの博覧会、わんさかわっしょい

体験博は、2月2日から3月10日までの日程で、10のプログラムによって開催しております。

コケでつくるテラリウム体験や、裂き織り体験、フルーツトマト体験など、6つのプログラムでは予約で定員がいっぱいになるなど、町内はもちろん、県内外から、体験博全体で定員の7割を超える、延べ240名ほどの参加を見込んでおります。

それぞれの体験プログラムは、主催者側の事業者や地域が、参加して下さる方に楽しんでいただくこうと工夫を凝らしつくり上げたもので、伝統文化や植物に関連づけた内容も多く、佐川町らしい体験博になっていると感じております。

この、わんさかわっしょい体験博は、地域や住民の方々楽しく参加できる、新しいまちづくりの形として定着させていきたいと考えております。

次回は、この秋にさらにプログラム数や内容を充実させて開催する予定となっており、ぜひ、さまざまな分野の方に、この体験博にかかわっていただきたいと考えております。

次に、地域づくりの取り組みについて報告いたします。

昨年末から年明けにかけて、各地域で多くのイベントが行われました。

12月2日には、休校となった黒岩中学校で、これまで行われてきた中学校の文化祭を引き継ぎ、地域住民の方々が実行委員会を立ち上げ、黒岩ふれあい文化祭が開催されました。

校内には住民の方々の絵や写真が展示されたほか、野菜や軽食の販売、お化け屋敷も行われ、多くの方が地域の文化祭を楽しんでおられました。

12月9日には、地元の生活改善グループに習いながら、加茂地区に伝わる手づくりのみそづくりに取り組んでいた高知県立大学健康栄養学部の2年生が、集落活動センター加茂の里において、地域住民に完成したみそを披露いたしました。

加茂地区では、加茂の里づくり会が中心となって、大学生との交流を通じて地域の活性化を図っており、今回のみそづくりを通じた交流では、こうじ菌の仕込み作業から半年以上かけて、住民の方々と学生45人が一緒に行い、パッケージのデザインは学生が手がけました。

12月15日には、集落活動センターくろいわにおいて、黒岩 de ク

クリスマス音楽会として、佐川町出身者が多く在籍しているアーティスト「フェアリーピッタ」のコンサートが開催されました。

黒岩いきいき応援隊の主催で行われたコンサートは、地域住民の方々を中心に、102名の来場者で埋まり、立ち見が出るほどの盛況のなか、クリスマスソングなど、フェアリーピッタが演奏する本物の音楽を堪能していただきました。

1月6日には、桜座において、どんどこ！巨大紙相撲桜座初場所が開催されました。

地域おこし協力隊の土谷・車田夫妻が企画し、実行委員会が主催したこのイベントは、NHKの全国ニュースで取り上げられたほか、テレビ・新聞等の各メディアでも伝えられ、佐川町のPRに大きく貢献するイベントとなりました。

2回目の開催となった今回は、巡業と称して各地区の集落活動センター等で作製された36体の力士によって取り組みが行われ、予選リーグ、決勝トーナメントを勝ち抜いた黒岩部屋の「ミルク山」が優勝し、また、各部屋で勝率を競った部屋別対抗では、加茂部屋が優勝いたしました。

このほかにも、大きなイベントでなくても、集落活動センターを拠点とした取り組みが、それぞれの地域に着実に広まっていると感じております。

行政としましても、地域住民の方々と協働しながら、引き続き地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、北見市との交流事業について報告いたします。

1月25日から2泊3日の日程で、佐川町・北見市姉妹都市提携30周年記念事業の佐川町訪問団として、私や永田議長を初め、町議会議員、役場職員や関係団体から15名、一般訪問団として5名の参加者を含め、総勢20名で北見市を訪問してまいりました。

北見市役所、市議会、常呂町漁協協同組合や常呂町農業協同組合へ表敬訪問をさせていただきましたが、それぞれの訪問先で、辻市長を初め多くの方々から大変温かい歓迎をいただきました。

姉妹都市提携30周年記念式典では、オープニングで北見オホーツク太鼓の迫力ある演奏が披露された後、佐川町長、北見市長連名による宣言書を交わすとともに、記念品として木製のレリーフを交換し、今後50年、100年と末永い友情と交流を誓い合いました。

また、訪問最終日の1月27日には、北見市常呂町で開催された第

31 回佐川町長杯常呂自治区カーリング大会の開会式に訪問団全員が出席させていただきました。

長年にわたり、子供から大人まで、常呂町の住民の方々に親しまれている同大会を観戦させていただき、改めて姉妹都市提携 30 年の積み重ねにより交流が根づいていることを強く実感いたしました。

北見市訪問に当たっては、辻市長や嶺田実行委員長を初め、多くの方々に大変お世話になりましたこと、また、佐川町・北見市の末永い友情と友好に向けて、すばらしい 30 周年の記念事業となりましたことを改めて感謝申し上げます。

次に、さかわぐるぐるバスについて報告いたします。

さかわぐるぐるバスの運行につきましては、2月 25 日に行われました地域公共交通会議の協議結果を受けて、当面見直しは行わず、引き続き地域住民の方々や運転手などの御意見をお聞きしながら、ダイヤ改正等が必要な場合には、ことしの 10 月 1 日以降に見直しを実施することといたしました。

昨年 10 月の見直し以降、大きな混乱もなく、各路線とも順調に運行できており、また、1 月から順次実施しております、ふれあいサロンでの高齢者等からの聞き取りでも、ダイヤ改正につながる要望等は特に上がっていない状況であります。

3 月には、各地区のあったかふれあいセンターを訪問し、センターを利用しているの方々と意見交換を行うこととしており、これからも継続してニーズ把握と掘り起こしに努めてまいります。

直近の運行実績につきましては、昨年 11 月は、乗客数 618 人、1 便当たりの平均乗客数 1.85 人、運賃収入 5 万 4,600 円、12 月は、乗客数 679 人、1 便当たりの平均乗客数 2.23 人、運賃収入 6 万 500 円、ことし 1 月は、乗客数 602 人、1 便当たりの平均乗客数 2.10 人、運賃収入 6 万 650 円となっております。

回数券の売上金額につきましては、11 月から 1 月までの 3 カ月で 7 万 9 千円となっております。

次に、歴史的風致維持向上計画について報告いたします。

佐川町では、上町地区の酒蔵群を中心とした歴史的風致を維持向上させるため、歴史まちづくり法を根拠とした佐川町歴史的風致維持向上計画に基づき、平成 21 年度からの 10 年間で国庫補助を活用し、歴史的建造物や文化財の保護とともに周辺の環境整備など、各

種事業を実施してきました。

本年度で計画期間が満了するため、この 10 年間の検証するとともに、積み残した課題等をもとに次期計画の内容について検討を行い、1 月 21 日に開催しました佐川町歴史的風致維持向上計画協議会において、第 2 期の計画案が了承されました。

今後、文部科学大臣等による国の承認手続きを経て、4 月から第 2 期計画に基づく取り組みが始まることとなります。

第 2 期計画では、文教が醸し出す風致として、人づくりをさらに進めるとともに、酒蔵群の保存活用や、佐川城跡を含めた古城山としての歴史的風致の維持向上などについて、来年度からの 10 年間で取り組むこととしております。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。

本年度に退任する隊員は、任期途中も含め、自伐型林業 3 名、農業担い手 3 名、さかわ発明ラボとものづくりのアーティスト 4 名、観光振興 1 名の合計 11 名ですが、退任後も、全員が町内に定住する見込みとなっております。

4 月から新たに採用する隊員は、自伐型林業 5 名、お茶の振興 1 名、さかわ発明ラボ 2 名、観光振興 1 名の合計 9 名を予定しており、来年度は、全業務合わせて 27 名でスタートすることとなっております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

昨年 12 月 15 日から 16 日にかけて、町内で実施しました移住体験ツアーには、県外から 4 組 5 名の参加があり、このうち 1 名は、4 月からお茶の振興業務の地域おこし協力隊として移住することとなっております。

1 月 26 日には、尾川地区活性化協議会と連携して、移住者交流ソフトボール大会を開催し、尾川地区の住民チームと移住者チームが試合を行い、スポーツを通じた交流を深めました。

今後も、移住者の方々が地域に溶け込みやすくなるよう、地域等と連携しながら、交流を図る取り組みを企画していきたいと考えております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、防災まちづくりサロンの取り組みについて報告いたします。

住民一人一人の防災力の向上を図る、防災まちづくりサロンにつきましては、2 月末までに 9 カ所の自主防災組織で開催し、211 名

の方々に参加をいただきました。

サロンでは、台風時の避難の必要性についてあらかじめ決めておくことや、地震の揺れから身を守る対策を講じておくことなどについて、避難行動計画シートを使用しながら、参加者の皆様に考えていただきました。

この取り組みは、平成 27 年度から開始しており、これまで 95 の自主防災組織のうち、78 組織で開催をしております。

残る 17 組織につきましても、本年度中を目標にサロンを開催できるように、現在、自主防災組織の代表者の方と、日程などについて調整を行っております。

今後は、佐川町自主防災組織連絡協議会と連携しながら、サロン開催の呼びかけをしなくても、自主防災組織や自治会などが自主的にサロンを継続して行うことができるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、消防施設整備事業について報告いたします。

平成 27 年度から計画的に進めております消防車両の更新につきましては、昨年 12 月、消防ポンプ自動車の納入が完了し、黒岩分団に 1 台を配備いたしました。

今回、更新したポンプ自動車には、通常のポンプ車機能に加え、ポンプ操作時の稼働状況を確認しやすい大型液晶モニターや車両後方が確認できるバックモニターを装備し、火災を初めとする災害時活動における機動力の向上が図られることとなりました。

次に、税務課の所管事項でございます。

2 月 18 日から 3 月 15 日までの確定申告の期間にあわせ、役場 2 階において納税相談を実施しております。

住民の皆様と直接対面する納税相談を通して、適正な所得の申告、納税への理解と啓発に取り組みながら、公平で公正な賦課・徴収を行い、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

国民健康保険事業につきましては、本年度から高知県が財政運営の責任主体として、それぞれの市町村に事業費納付金額の配分を行い、その金額を県に納めるために、市町村は被保険者から保険税を徴収することとなっております。

本年度分として県から配分された事業費納付金額は、それまでの保険税賦課総額より少なかったことから、一世帯当たりの保険税額

を低くする税率改正を行いました。来年度分として県から配分された事業費納付金額は、本年度と比較して大幅に増加しております。

このことから、税率改正が必要であると判断し、2月6日に開催されました第2回佐川町国民健康保険事業の運営に関する協議会において、来年度の税率改正案について御協議をいただき、承認を得たため、本定例会に、税率を上げるための条例改正案を提出させていただきます。

税率が変わることで、負担は増加することとはなりますが、国民健康保険事業を安定的に運営していくための必要な改正でありますので、被保険者の皆様に御理解いただきますよう町広報による周知を行ってまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、佐川町子育て世代包括支援センターについて報告いたします。

妊娠期から子育て期まで、切れ目のないきめ細かな支援を行うために、昨年4月1日に設置いたしました佐川町子育て世代包括支援センターでは、母子保健コーディネーターが、これまで母子手帳をお渡ししてから赤ちゃん訪問まで、妊婦に会うことが少なかった妊娠期のかかわりを強化する取り組みを進めております。

最初のかかわりとなる母子手帳を受け取りに来られたときには、妊娠への思いや不安などを詳しくお聞きして、今までにはなかった個別の支援プランを作成し、妊婦それぞれに対応した支援を行っております。

新たな取り組みとしましては、全妊婦を対象に体調や不安などを確認するための電話連絡を初め、妊娠後期には出産後の手続きや産後に利用できるサービスの説明、困りごとや不安がないかなどの確認のために家庭訪問を実施し、妊娠期にかかわる機会を増やしております。

さらに、仲間づくりや情報交換の場として、子育て支援センターなかよしひろばに、妊産婦がお互いの出産や育児の経験をリラックスした雰囲気の中かで話をする日と設けるとともに、中央西福祉保健所の職員の方をアドバイザーに迎え、子育て世代実践会議を開催し、子育て支援に関する現状及び課題の報告・共有、今後の子育て支援について検討を行っております。

妊娠期のかかわりが増えたことで、出産・育児への不安解消や産

後の早期訪問につながるなどの効果もあり、今後も、安心して出産・育児を迎えられるよう、必要な方には、医療機関など関係機関と連携をとりながら支援を行ってまいります。

また、気軽に立ち寄り相談のできる場所として、昨年 12 月から、かわせみ内に子育て世代包括支援センターの専用スペースを設置しております。

1 月には専用電話を開設し、母子保健コーディネーターに直接相談ができるようにするとともに、専用の電話番号については、チラシや町広報を初め、子育て支援情報サイトなどでお知らせをしております。

今後も、子育て世代に限らず、より多くの住民の皆様にご子育て世代包括支援センターを活用していただけるよう、利用促進につながる広報活動に取り組んでまいります。

次に、地域福祉活動拠点整備に向けた取り組みについて報告いたします。

佐川地区以外の 4 地区には、あったかふれあいセンターが開設されており、集落活動センターを初め、関係機関や地域の皆様とともに各地区の実情に応じた地域福祉活動が進んでおります。

佐川地区には、あったかふれあいセンターは開設されておきませんが、住民活動を行う組織として、佐川夢まち協議会が平成 28 年 12 月に発足しており、活動拠点であるさかわ夢まちランドにおいて、バザーや良心市、よりあい会、野菜づくり、学校支援など、住民の皆様が主体となって、幅広い活動を展開されております。

行政としましても、佐川地区へのあったかふれあいセンター開設は必要と考え、その準備段階として、来年度は、さかわ夢まちランドを活動拠点とする集落支援員を配置予定としており、住民活動のサポートとともに、住民ニーズや不足するサービスなどを把握し、佐川地区に必要なあったかふれあいセンター像の検討を行うこととしております。

今後は、配置される集落支援員を初め、さかわ夢まち協議会、社会福祉協議会と連携を図りながら協議を重ね、佐川地区の実情に合った、あったかふれあいセンターの開設を目指してまいります。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、自伐型林業推進事業について報告いたします。

山林の集約化につきましては、昨年 8 月に加茂地区、12 月に尾川

地区の各一部において山林所有者を対象として、森林管理のアンケート調査を実施いたしました。

既に集約化を進めております地区と合わせ、本年度、新たに 106 件、144 ヘクタールの管理契約を締結し、これまでに合計 159 件、213 ヘクタールの集約化ができています。

集約した山林につきましては、今後、地域おこし協力隊の任期満了者に施業を委託し、持続可能な山林の経営・管理を目指した取り組みを継続してまいります。

木育の取り組みとしまして、2月19日に、ファーストスプーンづくりを公益社団法人高知県森と緑の会の御協力により開催いたしました。

当日は、親子18組の参加があり、町内で集めた、桜、椿、栗、柿などの広葉樹の中から好みの木を選んで、木の香りやさわり心地を感じながら、子供が離乳食で使用する世界に1つだけのスプーンづくりを楽しんでいただきました。

今後も、木の香りやぬくもりに触れ、木に親しむ機会をふやしていくことで、町産材の消費拡大だけでなく、子供の健やかな成長の手助けになるような取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、水道事業について報告いたします。

平成29年度から実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、住民の皆様御協力により、本年度施工分は計画どおり昨年末に竣工いたしました。

残り1,250メートルの区間につきましても、2021年度末の竣工を目標に順次進めることとしております。

富士見町の県道西佐川停車場線の配水管300メートルの区間につきましても、老朽管の布設替えによる耐震化を行い、昨年末に竣工いたしました。

また、黒岩配水池及び管理棟の耐震診断につきましては、耐震性を有する施設であるとの診断結果を受け、地震時の安全性が確認されたことから、来年度以降に予定しておりました耐震補強設計及び耐震補強工事は不要となっております。

今後も経営計画に沿った事業運営を行うことにより、地震による断水などのリスクを軽減し、強靱で安心安全な水道事業を実現するための取り組みを進めてまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

地籍調査事業につきましては、本年度末までの現地調査の実施面積は、96.57平方キロメートル、進捗率は99.2%となっております。

来年度は、永野、四ツ白、二ツ野で調査を予定しており、現地調査の最終年度として、調査終了に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、ふるさと教育について報告いたします。

ふるさと教育につきましては、3年間をかけて、学校教育で活用するふるさと教育カリキュラムと副読本や住民向けのコンテンツを作成することとしております。

本年度は、ふるさと教育の先進事例の調査研究や、ふるさと教育に関する意識調査を小学校5年生から中学校3年生と町民2,800名を対象に実施するとともに、大学の先生2名をアドバイザーに迎え、12名の委員で構成する、佐川町ふるさと教育検討委員会を、昨年11月に立ち上げ、検討をスタートさせております。

また、住民向けのコンテンツにつきましては、町内業者に委託し、食のレシピや祭りなどの映像化を進めております。

今後は、児童・生徒や町民の意識調査の分析を行い、分析結果を踏まえた、ふるさと教育のあり方や副読本の具体的な内容などについて検討していきたいと考えております。

次に、不登校対策について報告いたします。

佐川町における平成29年度の不登校児童・生徒の状況につきましては、人数にして22名、率にして2.5%と、県平均の1.8%を上回っております。

これへの対応としまして、小中連携や温かい学級づくり、わかる楽しい授業づくりなどに加え、本年度設置しました教育研究所に不登校担当職員1名を配置し、スクールソーシャルワーカーや教育相談員とともに取り組みを進めております。

具体的には、学校や地域支援ネットワークと連携しながら、不登校児童・生徒の実態把握、保護者に対する教育相談、家庭訪問、教育集会所における学習支援などを行っております。

しかしながら、本年度における現時点での不登校児童・生徒数は24名と増加をしております。このことは、不登校改善に向けた取り組みを進めているにもかかわらず、成果につながっていないという

厳しい現状をあらわしております。

このため、来年度は、大学の先生や臨床心理士といった専門家の知見・アドバイスをいただきながら、不登校の予防と対応に関するマニュアルを策定することとしており、新規の不登校生を生まないための未然防止と予防的な取り組みに重点を置いたマニュアルにしたいと考えております。

次に、学校における働き方改革に向けた取り組みについて報告いたします。

教員の働き方改革の推進は、喫緊の課題となっており、学校現場の業務負担軽減と効率化を図り、教員が児童・生徒と向き合う時間の創出や教育の質の向上につなげることが重要となっております。

本年度は、8月13日から15日までの3日間、全教職員が休暇を一斉に取得する学校閉校日とし、めり張りのある勤務の実践や心身のリフレッシュにつなげるとともに、学校図書館支援システムを導入し、これまで手作業で行っていた学校図書の貸し出し・返却業務や蔵書管理業務等の効率化を図ることとしております。

来年度は、県下統一の総合型校務支援システムを導入し、指導要録・学習評価・成績処理等の業務や児童・生徒情報の電子化、ICT活用による教材の共有化、伝言板機能を活用した会議の短縮化など、教務関係業務の負担軽減を図ることとしております。

このような取り組みにあわせて、負担軽減が可能な業務の洗い出し、研修・行事の見直し、外部人材の活用などについて、校長会や教頭会において検討を行い、学校業務の最適化を目指したいと考えております。

次に、黒岩中学校と佐川中学校の統合後の状況について報告いたします。

現在、黒岩地区から11名の生徒がスクールバスを利用し佐川中学校に通学しており、部活動にも積極的に参加をしております。学校生活アンケート調査においても、元気に楽しく学校生活を送っている様子がかがえると学校長からお聞きしております。

来年度は黒岩地区から10名の新生を迎える予定であり、2月7日に黒岩小学校において、児童と保護者、全員参加のもとで学校説明会を開催し、佐川中学校の取り組みやスクールバスの運行計画などについて説明するとともに、2月22日には、体験入学を実施いたしました。

このようなことを通じて、佐川中学校に対する理解を深めていただくとともに、今後も、保護者や地域の御意見をお聞きしながら、佐川中学校との連携のもと、黒岩地区の子供たちが安心して楽しい学校生活を送ることができるように取り組みを進めてまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

平成 19 年度から副院長として勤務しております浦口医師が本年度末をもって退職されることとなりました。

非常に残念ではありますが、4 月からは非常勤医師として勤務していただける予定となっております。

懸案の医師確保につきましては、4 月から県外で活躍されている内科医師 1 名の採用が決定しており、聖マリアンナ医科大学からの派遣につきましても、引き続き 4 月から 3 カ月間の任期で後任の内科医師 1 名が派遣されることが内定しておりますので、現在の常勤医師 9 名の体制を確保できることとなっております。

今後も、この体制を維持できるよう関係機関に要望してまいりますので、引き続き病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が 1 件、承認が 1 件、議案が 45 件となっております。

御審議の上、適切なる御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

ありがとうございます。以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

受理番号 11 は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 1 号、専決処分の報告について、工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告案件について御説明いたします。

報告第 1 号、専決処分の報告（工事請負契約の変更契約の締結）につきましては、佐川町民テニスコート整備工事の変更契約の締結を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 1 月 15

日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更額は、427万1,400円の増額で、主な増額の要因は、工事用の仮設搬入路の追加、通路舗装の透水性舗装への変更、プール・サウナ・テニスコート看板の塗りかえ塗装の追加、照明設備へのコンセント盤の追加によるもので、変更後の契約金額は1億854万8,640円であります。以上です。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

3番（西森勝仁君）

今、町長から説明がありましたけれど、そんなものあらかじめわかちゅうのが、何で最初の工事に入っていなかったのですか。

これは、予算が最初から決まっていたので、それに向けて割り増し工事をしたとも受け取れるわけですけれども。

教育次長（片岡雄司君）

御質問にお答えをいたします。まず、報告第1号関係をごらんいただきたいと。参考資料ですが。この中で、先ほど町長が報告をさしていただきました変更の内容について4点、大きい内容について説明をさせていただいています。

まず、仮設道につきましてははですね、プールとテニスコートの利用者に、仮の駐車場を設置する必要があったために、工事用仮設の搬入路を西側に追加するというので、こちらにつきましても工事が始まってからの協議の中で追加をさせていただいている分でございます。

それと、舗装工につきましても、テニスコートの周りに設置していますプールにつきましては、当初、普通の舗装で施工する予定としておりましたが、将来の水だまりの防止を図る効果のために、透水性舗装に協議で変更させていただいております。

そして、プール・サウナ・テニスコートの看板の塗装の塗りかえにつきましては、テニスコートとプールの間にあります看板、これちょっと古くなっておりまして、新しくテニスコートができるということで、明確にお客様にわかるというような表示をさせていただくための追加をさせていただいています。

そして最後ですが、テニスコート内の照明設備にコンセント盤を追加するというので、こちらにつきましても施工時にはコンセン

ト盤が必要でないということで進めておりましたが、途中でテニス連盟の方々と協議をした結果、自動でテニスのボールを打つための機械を使って練習したいということで、どうしてもテニスコート内にコンセント盤を追加する必要があったため、追加をさせていただいていることとしております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成30年度佐川町一般会計補正予算（第6号））、を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、承認案件について御説明申し上げます。

承認第1号、平成30年度佐川町一般会計補正予算（第5号）につきましては、町立小学校空調設備整備事業及び町立中学校空調設備整備事業に係る繰越明許費について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年12月28日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは、私からは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度佐川町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。

予算書の2ページ目のほうをお開きください。予算書の2ページのほうになります。

今回の補正予算につきましては、繰越明許費の補正ということのみになっております。この予算書の2ページ目のほうは、第1表の繰越明許費ということになっております。町立小学校の空調設備整備事業並びに町立中学校空調設備整備事業ということになっております。これらの事業につきましては、12月定例会のほうにおいて可決いただきました平成30年度佐川町一般会計補正予算（第4号）、こちらのほうに計上しております国の補正予算による国庫補助金

を活用し、整備を行う事業ということになっております。

この事業の実施に当たりまして、空調機器、こちらのほうの調達
が急務であるため、年度内発注を実施した場合、標準工期が確保で
きないため、繰越明許費につきまして補正をさせていただき、地方
自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、平成 30 年 12 月 28 日
に専決処分をしたものとなっております。

それで同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものという
ことであります。繰り越しいたします金額につきましては、この表
の右側にありますように、小学校が 2 億 7,300 万 3 千円。中学校が
5,312 万 6 千円となっております。以上でございます。よろしくお
願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度
佐川町一般会計補正予算（第 5 号））、承認することに賛成の方の挙
手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第 1 号は、承認することに決定しました。

日程第 8、議案第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第
6 号）から、日程第 52、議案第 45 号、庄田・大田川辺地に係る総
合整備計画の策定について、まで、以上 45 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につ

きましては、今回、歳入歳出それぞれ 3 億 5,112 万 8 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 68 億 6,853 万 9 千円とするものであります。

議案第 2 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 7,832 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,885 万 7 千円とするものであります。

議案第 3 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、平成 30 年度末で同特別会計を廃止する予定であり、それに伴う歳出予算の組み替えをするものであり、総額は歳入歳出とも変更ございません。

議案第 4 号、平成 30 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 239 万 6 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2,306 万 1 千円とするものであります。

議案第 5 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 6,825 万 2 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 5,952 万円とするものであります。

議案第 6 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 806 万 9 千円を追加し、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 3,460 万 2 千円とするものであります。

議案第 7 号、平成 30 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入支出予算の減額及び増額並びに資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を、収入 1 億 8,665 万 6 千円、支出 1 億 6,668 万 7 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を、収入 8,852 万 2 千円、支出 1 億 6,442 万 6 千円に、それぞれ補正するものであります。

議案第 8 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入支出予算及び資本的支出予算の減額補正と資本的収入予算の増額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を、収入 17 億 9,446 万 2 千円、支出 18 億 3,195 万 9 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 1,810 万 5 千円、支出 1 億 7,257 万 2 千円にそれぞれ補正するもの

であります。

議案第 9 号、平成 31 年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 67 億 8,765 万 6 千円とするものであります。

議案第 10 号、平成 31 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 3,504 万 4 千円とするものであります。

議案第 11 号、平成 31 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 6,081 万 2 千円とするものであります。

議案第 12 号、平成 31 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2,884 万 8 千円とするものであります。

議案第 13 号、平成 31 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 3,130 万 2 千円とするものであります。

議案第 14 号、平成 31 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 3,705 万 3 千円とするものであります。

議案第 15 号、平成 31 年度佐川町水道事業会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 8,754 万 7 千円、支出 1 億 6,635 万 8 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 6,581 万 6 千円、支出 1 億 6,706 万 6 千円と定めるものであります。

議案第 16 号、平成 31 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を、収入 18 億 1,810 万円、支出 18 億 240 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 2 億 7,164 万 1 千円、支出 3 億 4,231 万 6 千円と定めるものであります。

議案第 17 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠し、佐川町一般職の任期付職員の給料表等について改正をするものであります。

議案第 18 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国に準拠し、佐川町一般職の

職員の給料表等について改正をするものであります。

議案第 19 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長等に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして、引き上げを行おうとするものであります。

議案第 20 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育長に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして、引き上げを行おうとするものであります。

議案第 21 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会の議員に対して支給する期末手当の率の改定について、国に準拠いたしまして、引き上げを行おうとするものであります。

議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業中の勤勉手当の支給及び職務復帰後における号級の調整をする該当職員について、国に準拠し、会計年度任用職員を除くため、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

議案第 23 号、佐川町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、県外出張に係る都市交通費を廃止し、実費計算することとするため条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計について、地方債の償還及び貸付金利用者からの定期償還も終了しており、滞納者からの償還のみ残っている状態となったことから、平成 31 年度からは、一般会計で経費等を計上し、同特別会計を廃止するものであります。

議案第 25 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高知県が算定した事業費納付金に応じて保険税額を算定することとなるため、税率の改正を行うものであります。

議案第 26 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険制度の改正により、共生型地域密着型サ

ービスが創設されたことに伴い、事業の基準等必要な事項について、条例の一部を改正するものであります。

議案第 27 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例の参酌すべき基準の確認、実質的な基準の変更を伴わない法制執務上の表記の修正等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 28 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例の参酌すべき基準の確認、実質的な基準の変更を伴わない法制執務上の表記の修正等を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、佐川町住宅新築資金等貸付条例の廃止につきましては、佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止に伴い、その関係条例を廃止するものであります。

議案第 30 号、佐川町商工業振興資金融資条例の廃止につきましては、当該融資制度は、昭和 62 年を最後に、以後約 30 年の間活用実績がなく、また当該融資制度より制度内容が充実している高知県独自の融資制度もあることから、融資制度を廃止し、その関係条例を廃止するものであります。

議案第 31 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行並びに簡易水道事業に係る規定の削除により、条例の一部を改正するものであります。

議案第 32 号、佐川町民テニスコート設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町民テニスコートの増設による名称及び位置の追加と、既存の佐川町民テニスコートについては、名称及び合筆による地番修正のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 33 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国土調査に

よる地番変更のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 34 号、佐川町立山崎記念天文台設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設設置場所を佐川町立虚空蔵山わんぱく広場としているものを、地番表記に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 35 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町病院事業が設置及び管理する施設について、その設置及び管理に関する根拠法令を明記するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 36 号、牧野公園の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 37 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人佐川観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人 佐川くろがねの会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定につ

きましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、佐川星を観る会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、平成31年度から平成32年度までの2年間で、四ツ白・二ツ野地区の町道、橋梁を整備するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、平成31年度から平成32年度までの2年間で、中野・瑞応地区の町道、橋梁を整備するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、平成31年度から平成33年度までの3年間で、加茂地区の町道を整備するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、平成31年度から平成34年度までの4年間で、庄田・大田川地区の飲用水供給施設及び町道を整備するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

10分間休憩します。

休憩 午後2時55分
再開 午後3時5分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長（麻田正志君）

それでは、議案第1号、平成30年度佐川町一般会計補正予算（第6号）につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページをお開きください。6ページのほうは第2表の繰越明許費となっております。

この第2表の繰越明許費の説明につきましては、表の款、項を省略させていただきます、事業名で順に説明をさせていただきます。

一番上の端になります。基盤整備事業につきましては、本年度に、農業基盤整備促進事業で実施予定としておりましたけれど、当事業は国の予算がつかない状況でありますけれど、農業基盤整備促進事業にかわります中山間地域所得向上支援事業につきましては、国が平成30年度の補正予算で対応することとなりまして、平成31年度で事業実施予定となったことによりまして、こちらのほうで事業の実施をする予定でありますので、5,054万円の繰り越しということになっております。

続きまして、農道・水路改良工事につきましては、地権者との協議に不測の日数を要しているため、450万円の繰り越しとなっております。

次の山地災害防止事業につきましては、昨年12月の入札で落札されず、随意契約で発注をいたしますけれど、標準工期の確保ができないことにより、500万円の繰り越しとなっております。

次の商工観光振興総務費につきましては、消費税増税に伴うプレミアム商品券事業を実施するための経費となっており、実質的に平成31年度に実施されるため、167万3千円の繰り越しとなっております。

次の道路橋維持費につきましては、地権者との協議に不測の日数を要したことにより、845万6千円の繰り越しとなっております。

次の町道舗装補修事業につきましては、県工事との調整に不測の日数を要したことにより、500万円の繰り越しとなっております。

次の町道橋梁新設改良事業（県工事負担金）につきましては、県が発注する工事が繰り越しとなることにより、327万円の繰り越しとなっております。

次の地方道路交付金事業につきましては主に交付金の交付決定

が例年より遅れ標準工期が確保できないことにより 1 億 990 万円の繰り越しとなっております。次の道路新設改良事業につきましては地権者との協議に不測の日数を要したことにより 500 万円の繰り越しとなっております。

次の木造住宅耐震化支援事業につきましては住宅所有者の補助申請が平成 31 年度になる見込みであることにより 3,135 万 8 千円の繰り越しとなっております。

次の建築物耐震対策緊急事業につきましては建築物所有者からの補助申請が平成 31 年度になる見込みであることにより 505 万円の繰り越しとなっております。

次の農林水産業施設災害復旧事業につきましては地元住民の方との協議に不測の日数を要したことにより 868 万 4 千円の繰り越しとなっております。

次の公共土木施設災害復旧事業につきましては地権者との協議に不測の日数を要したことにより 1,568 万 5 千円の繰り越しとなっております。

次のがけくずれ住家防災対策事業につきましては災害発生時期が遅く工事発注時期もずれこみ標準工期が確保できないことにより、994 万 2 千円の繰り越しとなっております。

次の急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金）につきましては、県が発注する工事が、繰り越しとなることにより 366 万 4 千円の繰り越しとなっております。

続きまして歳出のほうから説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては歳入歳出とも不用額の精査を行いましたことにより主に減額の補正となっております。比較的増減の大きいものにつきまして説明をさせていただきます。なお、人件費につきましては国に準拠したことによる給料表と勤勉手当の率の改定の率に伴うものや、職員の病気休業などによる減額などとなっております。詳細については省略させていただきます。事項別明細書の 32 ページ 33 ページをお開きください。32 ページ 33 ページになります。33 ページの説明欄の中ほどよりちょっと上になります。2 款、1 項、4 目企画費の 8 節報償費説明欄の記念品の 300 万円はふるさと納税のふるさと寄附金の増額見込みにより返礼品費を増額するものとなっております。同じく 33 ページの下から 4 段目になります 25 節の積立金説明欄のふるさと納税寄附金基金積立金の

2,001 万円はふるさと納税のふるさと寄附金の増額見込みにより積立金を増額するものとなっております。

同じく 33 ページの 1 番下の段になります。5 目電子計算費の 13 節委託料説明欄の電算機器保守管理委託料の△423 万 3 千円は年度内発注の確定による不用額の減額となります。

続きまして 34 ページ 35 ページをお開きください。

34 ページの中ほどになります。10 目の国土調査費の補正額△3,334 万円につきましては主に補助金の確定に伴います事業量の減によるものでございます。

40 ページ 41 ページをお開きください。41 ページの説明欄の下から 4 段目となります 3 款、1 項、1 目社会福祉総務費の 20 節扶助費の説明欄の福祉医療費（重度）の△1 千万円は残り期間中の必要額の精査による不用見込み額の減額となっております。

42 ページ 43 ページをお開きください。

43 ページの説明欄の上から 2 段目となります。2 目、老人福祉費、19 節負担金補助及び交付金、説明欄の後期高齢者医療広域連合事務費負担金の△399 万 8 千円とその下の後期高齢者医療療養給付費負担金の△322 万 8 千円は後期高齢者医療広域連合からの変更通知により減額するものとなっております。

続きまして 46 ページ 47 ページをお開きください。

47 ページの説明欄の一番上の段になります。3 項、1 目児童福祉総務費、20 節扶助費説明欄の乳幼児・児童医療費の△500 万円は残り期間中の必要額の精査による不用見込み額の減額となっております。同じく 47 ページの中ほどになります 2 目、児童福祉費、19 節負担金・補助及び交付金説明欄の障害児保育事業補助金の△765 万円は残り期間中の必要額の精査による不用見込み額の減額となっております。

続きまして 52 ページ 53 ページをお開きください。52 ページ 53 ページになります。53 ページの説明欄の上から 2 段目となります。4 款、1 項、4 目環境衛生費、15 節工事請負費説明欄の飲料水供給施設築造工事の△450 万円は事業費の確定による減額となります。同じく 53 ページの説明欄の中ほどとなります。2 項、2 目し尿処理費、19 節負担金補助及び交付金説明欄の合併処理浄化槽設置補助金の△630 万円は当初見込みより申請件数が減ったことにより減額するものとなっております。

続きまして 54 ページ 55 ページをお開きください。

55 ページの中ほどの段になります。5 款、1 項、3 目農業振興費、19 節負担金・補助及び交付金の説明欄の一番下になります。地域おこし協力隊起業支援補助金の△600 万円は実績見込みにより減額するものとなっております。その下の段になります。4 目、園芸振興費、19 節負担金・補助及び交付金説明欄の一番上になります。佐川町園芸用ハウス整備事業の△1,341 万 6 千円とそのすぐ下になります。佐川町簡易・小規模等レンタルハウス整備事業補助金の△450 万円は実施主体から事業実施取り下げの申し出があったため不用額の減額をするものとなっております。その下の段になります。6 目、農地費、13 節委託料説明欄の農業基盤整備促進事業測量設計委託料の 478 万 2 千円は次に説明いたします工事請負費からの組み替えということになります。一番下の段になります。15 節工事請負費説明欄の農業基盤整備促進事業の△1,684 万円こちらのほうにつきましては繰越明許費のほうで説明しましたとおり本年度に農業基盤整備促進事業で実施予定としておりましたが、当事業は国の予算がつかない状況であり、農業基盤整備事業にかわる中山間地域所得向上支援事業については国が平成 30 年度の補正予算で対応することとなり、平成 31 年度に事業実施予定となっております。それに伴い、現在申請しております要望額との差額分を減額するものです。先ほどの 13 節につきましてはこちらの工事請負費を減額し、13 節の委託料に組み替えするという内容になっております。

58 ページ 59 ページをお開きください。59 ページの説明欄の一番上になります。2 項、2 目林業振興費、13 節委託料説明欄の作業道設計管理開発委託料の△400 万円は木材安定供給推進事業の事業中止などにより減額するものとなっております。同じく 59 ページの中ほどより少し上になります。19 節負担金・補助及び交付金説明欄のちょうど中ほどの山村林業者支援事業補助金の△409 万 8 千円は実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

続きまして同じページの下から 2 段目になります。6 款、1 項、1 目商工振興費、13 節委託料説明欄の道の駅計画策定委託料の△427 万 7 千円は未実施により減額するものとなっております。その 2 つ下になります。佐川発明ラボ改修設計委託料の 324 万円は事業未実施により減額するものとなっております。一番下の段になります。15 節工事請負費の説明欄の合併浄化槽トイレ改修工事の△873 万 6

千円は、あおぞら公園とトイレの合併浄化槽の規格が 96 人槽から 50 人槽に規格変更したことなどによる不用額の減額となっております。

続きまして 76 ページ 77 ページをお開きください。すいませんまちがえました。60 ページと 61 ページになります。申し訳ありません。60 ページ 61 ページをお開きください。61 ページの一番上の段になります 15 節工事請負費の説明欄のトイレ設置工事費の△1,339 万 2 千円は工事費の見直しにより来年度の事業として実施することとなったことにより減額するものということになっております。

62 ページ 63 ページをお開きください。63 ページの上から 4 段目になります 7 款、4 項、1 目住宅管理費、19 節負担金補助及び交付金説明欄の耐震改修費補助金の△1,439 万 4 千円は耐震化支援事業の補助金割り当ての減や住宅所有者の申請見込みの減により減額するものとなっております。

次に 64 ページ 65 ページをお開きください。65 ページの中ほどより下になります 8 款、1 項、4 目災害対策費 19 節負担金・補助及び交付金説明欄の一番下にありますコミュニティ助成事業補助金の△730 万円は申請行いましたが、不採択となったことにより減額するものとなっております。

66 ページ 67 ページをお開きください。67 ページの中ほどよりちょっと上になります。9 款、1 項、4 目学校組合費、19 節負担金・補助及び交付金説明欄の日高村佐川町学校組合加茂小中学校組合負担金の 515 万 7 千円は加茂中学校パソコン教室用パソコン購入負担金の増額となっております。

76 ページ 77 ページをお開きください。77 ページの一番下のはしの段になります 5 項、1 目保健体育総務費、15 節工事請負費の説明欄、町民テニスコート整備工事の△2,131 万 5 千円は工事費の確定による減額となっております。

78 ページ 79 ページをお開きください。79 ページの中ほどになります。10 款、1 項、1 目農業用施設災害復旧費、15 節工事請負費の説明欄。災害復旧工事の△1,684 万 6 千円は災害件数が想定より少なかったため減額するものとなっております。同じページの一番下の段になります。2 項、1 目土木施設災害復旧費、15 節工事請負費の説明欄災害復旧工事の△1,200 万円は当初予定していた事業費より少なかったため減額するものとなっております。

80 ページ 81 ページをお開きください。81 ページの上から 3 段目になります。2 目がけくずれ住家防災対策費 19 節負担金・補助及び交付金説明欄の急傾斜地崩壊対策事業負担金の△933 万 1 千円は県発注工事の実績見込みの減額となります。歳出の説明は以上です。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

12 ページ 13 ページをお開き下さい。12 ページ 13 ページになります。歳入につきましても比較的増減の大きいものにつきまして説明をさせていただきます。1 款の町税につきましては 1 項の町民税から 5 項の鉱産税につきまして、本年度の課税額を元にしました収納見込みについての補正ということになっております。一番下段の 6 款地方消費税交付金につきましては県より交付見込み額が通知されたことによる補正となっております。

14 ページ 15 ページをお開きください。上から三段目の表になります。11 款 2 項 1 目民生費負担金 1 節児童福祉負担金の説明欄保育所入所負担金（私立）の 3,100 万円は私立保育所の保育料の見込み額の増額となっております。

16 ページ 17 ページをお開きください。17 ページの下から 2 段目となります。13 款 2 項 4 目土木費国庫補助金 1 節住宅費補助金の説明欄住宅耐震化支援事業補助金の△719 万 7 千円は先ほどの歳出で説明しました耐震改修補助金の減による減額となっております。

18 ページ 19 ページをお開きください。19 ページの一番上になります 13 款 2 項 6 目災害復旧費国交補助金の説明欄現年災害復旧費補助金の△800 万 4 千円は歳出で説明しました公共土木施設災害復旧費の減による減額となっております。一番下の表になります 14 款 2 項 1 目総務費県補助金 1 節総務費補助金の説明欄、国土調査事業補助金の△1,642 万 5 千円は歳出で説明しましたとおり、補助金の確定に伴う減額となります。その下の段の 2 目民生費県補助金の説明欄重度心身障害者医療費助成事業補助金の△500 万円は歳出で説明いたしました福祉医療費（重度）の必要額精査による見込み額の減額によるものとなっております。

20 ページ 21 ページをお開きください。21 ページの上から三段目になります 4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の説明欄、日本型直接支払制度補助金の△375 万 9 千円は補助金の交付見込み額による減額となります。その 4 つ下の園芸用ハウス整備事業補助金の 804 万 1 千円は歳出で説明しました佐川町園芸用ハウス整備事

業と佐川町簡易小規模等レンタルハウス整備事業補助金の減による減額となっております。その2つ下になります。農業基盤整備事業の△488万4千円は歳出で説明いたしました同じ農業基盤整備促進事業の減による減額となっております。その下の段になります2節林業費補助金の説明欄、緊急間伐総合支援事業補助金の△464万5千円は交付決定見込みによる減額となります。その4つ下になります。木材安定供給推進事業費補助金の△390万円は交付決定見込みによる減額となります。その下の段になります5目土木費県補助金、2節住宅費補助金の説明欄木造住宅耐震化支援事業補助金の△359万9千円は歳出で説明しました耐震改修補助金の減による減額となっております。下から三段目になります。災害復旧費県補助金農林水産業施設災害復旧補助金の説明欄、現年災害補助金の1,079万9千円は歳出で説明いたしました農林水産業施設災害復旧費の減による減額となっております。

続きまして22ページ23ページをお開きください。こちらのほうは下から二段目の表になります。15款、2項、2目不動産売買収入1節不動産売り払い収入の1,521万6千円は荷稻小富士分譲地2区画の売却によるものとなっております。その下の段の表になります16款、1項、4目ふるさと寄附金の2,001万円はふるさと納税のふるさと寄附金額の増額見込みによるものとなっております。24ページ25ページをお開きください。上から一段目と二段目の財政調整基金繰入金とその他基金繰入金は今回の補正予算の歳出の減額に伴い、繰入金を減額するものとなっております。その下の段になります17款、2項、3目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の1,603万3千円は今回提案させていただいています住宅新築資金等貸付事業が廃止されることに伴い一般会計に繰り入れを行うものとなっております。一番下の段になります19款、3項、2目、3節雑入の説明欄コミュニティ助成事業補助金（自主防災組織育成事業分）の△730万円はこちらも歳出で説明しましたとおり申請を行いましたが、不採択となったことにより減額となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから議案第2号、平成30年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

今回の補正は歳出につきましては主に一般被保険者にかかる医

療費の増加による増額です。補正予算書の事項別明細書の 12 ページ 13 ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。一番上の段の表の 2 款、1 項、1 目一般被保険者療養給付金につきましては当初見込みを上回る数となってきたことにより 7,647 万 8 千円の増額補正を行うものです。その下の 3 目一般費保険者療養費につきましては今後の給付見込みにより 100 万円の減額補正を行うものです。

次のページ 14 ページ 15 ページをお開きください。下の段の表 7 款、2 項、1 目直営診療施設勘定繰出金につきましては高北病院が整備した医療機器への交付金の補助区分が変更になったことにより 324 万の増額補正を行うものです。今説明をさせていただいた以外の歳出の増減額につきましては実績見込みにより増額減額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。ページ戻りまして 8 ページ 9 ページをお開きください。1 番上の段の表 3 款、1 項、1 目保険給付費等交付金、1 節普通交付金につきましては保険給付費相当額が県から交付されるもので給付額の増加にあわせて 7,547 万 8 千円の増額補正を行うものです。2 番目の表の 5 款、1 項、1 目一般会計繰入金の 1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）については低所得者の保険税軽減分を一般会計から補填していただくもので実績見込みにより 224 万 8 千円の増額補正を行うものです。その下、2 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては財政基盤の弱い保険者への一般会計からの法定内繰入金で実績見込みにより 197 万 4 千円の減額補正を行うものです。更にその 3 つ下の 5 節財政安定化支援事業繰入金は国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰り出しについて財政措置されるもので当初見込みより増額したため 268 万 3 千円の増額補正を行うものです。

今説明させていただきました以外の歳入の増減額につきましては現在の収納状況により増額減額の補正をするものです。以上でございます。よろしく申し上げます。

産業建設課長（田村正和君）

それでは私のほうから議案第 3 号と 4 号をご説明させていただきます。

まず議案第 3 号、佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予

算についてご説明申し上げます。住宅新築資金のこの特別会計につきましては平成 30 年度末を持ちまして廃止をします。平成 31 年度より残る一部の償還事務を一般会計で管理する予定としております。今回の補正につきましては年度内に執行見込み額が予算を下回る予定のあるものについてその見込み額を減額補正するもの、それから平成 30 年度末の歳入歳出差し引き残額を一般会計へ繰り出すための補正であります。それでは予算書をご覧ください。補正予算書は 5 ページと 6 ページをご覧ください。1 款、2 項、1 目事務費の欄のうち 8 節報償費、9 節旅費、11 節需用費、12 節役務費、13 節委託料、19 節負担金・補助及び交付金につきましては、それぞれ事業執行見込み額が予算を下回るために減額補正をさせてもらうものでございます。事務費の補正額計は 129 万 2 千円の減額でございます。

次に 2 款、1 項、1 目予備費につきましては一般会計へ繰り出すため全額 1,474 万円を減額させていただくものでございます。次に 3 款、1 項、1 目一般会計繰出金につきましては平成 30 年度末の歳入歳出差し引き残額を一般会計に繰り出すために減額をする事務費と予備費をあわせて 1,603 万 2 千円繰出金に補正をさせていただくものであります。

続きまして議案第 4 号、佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。予算書の 10 ページと 11 ページをご覧ください。歳出予算です 1 款、1 項、2 目維持管理費、11 節需用費の説明欄をご覧ください。このうち光熱費は館内の中継ポンプ施設内の電気機器などの維持管理に要する電気使用量が増加となっておりますので、予算額に不足が生じる予定でありますので増額をさせてもらうものであります。修繕費につきましては修繕箇所の減額によりまして執行見込み額が予算を下回る見込みでございます。これにあわせて減額をさせていただきます。あわせて 174 万 3 千円の減額補正です。その下が 13 節委託料につきましては維持管理費の委託におきまして入札減分の補正をさせていただくものであります。それから 2 目につきましては 11 節と 13 節をあわせまして 239 万 6 千円の減額です。

続いて 8 ページ 9 ページをご覧ください。歳入予算の 5 款、1 項、1 目一般会計繰入金及び 2 目の基金繰入金につきましては歳出補正額 239 万 6 千円の減額に伴います減額でございます。

以上で、議案第3号と議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから議案第5号、平成30年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。今回の主な補正内容は決算見込みに基づきまして一般的な事務費や介護給付費、地域支援事業費の減額となっています。歳出予算の詳細につきましては補正予算書の12ページ13ページをお開きください。

人件費を除き大きなものだけを説明させていただきます。

下段の2款、1項、介護サービス等諸費は介護認定の要介護1から要介護5の方が利用するサービスであり1日居宅介護サービス給付費は、居宅系のヘルパーやデイサービスの実績見込みにより2千万円の増額を行うものです。次の2目特例居宅介護サービス給付費は町が指定していましたが基準該当サービス事業所が前年の6月から休止し、12月に廃止したために250万円を減額するものです。次の3目施設介護サービス給付費は、施設系の特養や老健などのサービス給付費であり、当初予算では前年度並みの予算を計上しておりましたが、実績見込みによりまして7千万円の減額をするものです。次に14ページ15ページをお開きください。2つ目の表になります2款、4項、1目高額介護サービス費は利用者の所得区分に応じまして介護サービスの個人負担額が一定額を超えた時にその部分を給付するものであり、実績見込みにより200万円の減額をするものであります。次の2款、6項、1目特定入所者介護サービス費は低所得者の要介護認定者が施設サービスや短期入所サービスを利用した場合の食費、住居費の負担が所得に応じて軽減するものであり、実績見込みにより1千万円を減額するものです。

続きまして歳入でございます。8ページ9ページのほうをお開きください。上から2つ目の表になりますが、3款、2項、8目の保険者機能強化推進交付金256万7千円は本年度創設されました国庫補助金であり、市町村の自立支援重度化防止等の取り組みに対しまして61目の指標を用いて評価されその結果や各市町村の高齢化率などにより算定されました額が、全国の保険者に対して交付されるものです。佐川町は612点の満点中442点であり、県のほぼ平均値でありました。

次に 10 ページ 11 ページのほうをお開きください。一番下の表になりますが 9 款、3 項、1 目雑入第三者納付 94 万 2 千円は給付の理由は第三者による交通事故など伴う場合は保険給付後に過失割合に応じた金額を回収することとなっており、国保連合会を通じて保険会社に請求をしたものが納付されています。その他の歳入につきましてはそれぞれの費目につきまして歳出予算の増減に伴いまして増減の補正を行っています。

以上で議案第 5 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。よろしくお願ひします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから議案第 6 号、平成 30 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては主に保険料見込み額の増加による歳入額の増額とそれに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金額の増額です。

歳出から説明させていただきます。補正予算書の事項別明細書の 10 ページ 11 ページをお開きください。下から 2 段目の表 2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては保険料見込みの増加などに伴い広域連合への保険料納付金が増加し 812 万 4 千円の増額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。1 ページ戻って 8、9 ページをお開きください。上の段の表 1 款、1 項、1 目特別徴収保険料及び 2 目普通徴収保険料につきましては保険料見込みの増加によりそれぞれ 207 万 6 千円と 635 万 4 千円増額補正を行うものです。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

産業建設課長（田村正和君）

続きまして議案第 7 号、佐川町水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の 11 ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず収益的収入 1 款、2 項、2 目他会計補助金につきましては端数処理によります千円の減額でございます。その下、4 目消費税及び地方消費税還付金につきましては決算見込みの納税額を営業外費用へ計上するため全額 59 万 3 千円を減額するものでございます。水道事業収益あわせて 59 万 4 千円の減額補正後の金額が 1 億 8,665 万 6 千円でございます。

次に支出の欄です。収益的支出、1款、1項、1目原水及び浄水費の欄のうち修繕費につきましては修繕箇所が減によりまして執行見込み額が予算を下回るためにその見込み額 118 万 8 千円減額をさせてもらうものでございます。

続きまして、12 ページの 4 目総係費につきましては年度途中での職員の退職によります給与費の減とその他総係費について、執行見込み額が予算を下回るためその分の減額でございます。全体で総係費 375 万 6 千円の減額です。次の 6 目資産消耗費につきましては除却資産額の精査による減額でございます。48 万円の減額です。2 項営業外費用の欄、3 目消費税及び地方消費税につきましては建設改良事業費の減少によりまして生じる納税見込み額の増加分を補正させていただくもので、金額が 229 万 3 千円の追加計上の補正でございます。3 項特別損失、2 目その他特別損失につきましては本年度黒岩地区の配水池と管理棟の耐震診断を実施しました結果耐震性があるという診断結果が出たために診断に要した費用を一括除却するために計上させてもらうものです。水道事業費用あわせて 52 万 5 千円の増額で補正後の金額は 1 億 6,668 万 7 千円です。

続きまして 13 ページをご覧ください。資本的収入 1 款、3 項、1 目工事負担金及び 4 項の出資金 1 目一般会計出資金につきましては工事費用の減額の影響で生じる補正でそれぞれ 58 万 7 千円と 60 万 2 千円を減額補正させていただくものです。資本的収入あわせて 118 万 9 千円の減額で補正後の金額が 8,852 万 2 千円でございます。次に資本的支出 1 款、1 項、1 目の改良工事費につきましては基幹管路の耐震化事業と富士見町の県道西佐川停車場線の配水管の布設替えと工事費の入札減などの影響によりまして予算を下回るために行う減額で 2,980 万 2 千円。それから、その工事にかかわる設計委託料などについても見込み額を下回るために 198 万円減額補正をするものです。2 目の営業設備費につきましては量水器や量水器の新設と取替えの実績に基づいて予算を下回る額を 40 万円減額させていただくものです。資本的支出あわせて 3,218 万 2 千円の減額、補正後は 1 億 6,442 万 6 千円です。以上でございます。よろしくお願いたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

私のほうからは議案第 8 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明をさせていただきます。

6 ページ 7 ページをご覧ください。6 ページの収益的収入及び支出の件の減額補正でございます。これにつきましては昨年 6 月に第 5 回の高北病院の健康フェアを実施いたしました。第 5 回目になるということでちょっと大掛かりな記念イベントを、この補助金を導入して計画をしていました。しかしながら補助金が採択にならず、例年どおりのイベントにとどめたものでございます。そのための減額補正をさせていただいております。下のほうにございます資本的収入及び支出 7 ページでございますが、30 万円の減額。これにつきましても今申しました健康フェア関係の県事業補助金が不採択となったための減額でございます。もともとは医療機器を購入しましてイベントに花を添えるような内容でございました。もう 1 つ 324 万円のこれは増額補正をしてございますが、これは高北病院の医療機器エックス線 C T でございますが、補助区分の見直しによりまして 324 万円増額となりましたので増額補正をさせていただくものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私のほうからは議案第 9 号から議案第 24 号までの説明をさせていただきます。

議案第 9 号、平成 31 年度佐川町一般会計予算から議案第 16 号、平成 31 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては予算勉強会におきまして各担当課長のほうから説明をさせていただきますのでここでは省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして議案第 17 号になります。議案第 17 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ということになります。こちらの条例の一部改正につきましては国に準拠して改正するものでありますけれども、今回の改正の対象となるのは第 2 条のほうに規定されております高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者等が対象となっております。現在これに該当する職員はおりません。改正内容につきましては字句の改正および国に準拠しまして対象職員にかかる給料表及び期末手当の支給割合について改正するものとなっております。今回の一部改正条例の第 1 条の規定につきましては平成 30 年 4 月 1 日から適用いたしまして第 2 条の規定につきましては平成 31 年 4 月 1 日から施行するというものになっております。

続きまして、議案第 18 号、佐川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、字句の改正と国に準拠しまして宿日直手当給料表を改正し、勤勉手当の支給割合も改正するものとなっております。第 1 条のほうでは条例のほうの 12 条中の第 13 条とありますものを次条と改めると、それと国に準拠いたしまして第 14 条第 1 項に規定しております宿日直手当の額を改めるものとなっております。また 12 月に支給する勤勉手当の支給割合を一般職の職員は 100 分の 90 から 100 分の 95 とし、0.05 月増。再任用職員は 100 分の 42.5 から 100 分の 47.5 とし、同じく 0.05 月増としまして別表第 1 に規定しています給料表のほうを国に準拠いたしまして改正することとしております。どちらも平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとしております。第 2 条のほうでは条例第 15 条第 2 項と第 3 項に規定しております一般職の職員と再任用職員の期末手当の支給割合、これにつきまして 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正をいたしまして平成 31 年 4 月 1 日から施行するものという内容となっております。また第 1 条、今回の一部改正条例第 1 条で適用いたしました勤勉手当の支給割合増の 0.05 増分を 6 月及び 12 月の支給割合が同じ支給割合になるように改正し、同じく平成 31 年 4 月 1 日から施行するものという内容となっております。

続きまして議案第 19 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第 1 条は町長等に対して支給する期末手当の支給割合につきまして国に準拠いたしまして 12 月の支給割合を 0.05 月増とし、支給割合を 100 分の 150 から 100 分の 155 と改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとなっております。また第 2 条のほうでは議案の第 18 号、先ほど説明しました議案の第 18 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う改正といたしまして、100 分の 137.5 を 100 分の 130 にするという改正を行っております。それと期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正するもので、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものということとなっております。

次の議案第 20 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの議案第 19 号と同じ改正内容となっております。第 1 条は教育長に対して支

給する期末手当の支給割合について国に準拠し 12 月の支給割合を 0.05 増とし支給割合を 100 分の 150 から 100 分の 155 に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとなっております。第 2 条は先ほどの議案第 19 号と同じように一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う改正として期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じように改正するものということで平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

続きまして議案第 21 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほどの議案第 19 号、議案第 20 号と同じ改正内容となっております。第 1 条は議会の議員に対して支給する期末手当の支給割合につきまして同じように 12 月の支給割合を 0.05 月増としまして支給割合を 100 分の 150 から 100 分の 155 と改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものということになっております。第 2 条はこれも同じですが、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う改正としまして、第 2 条の中にあります第 3 条第 2 項中 100 分の 137.5 を 130 にかえるという改正と期末手当の支給割合を 6 月と 12 月の支給割合が同じになるように改正するものということで 100 分の 155 を 100 分の 138.75 に改めるという内容になっております。この 2 つとも平成 31 年 4 月 1 日から施行するものという内容になっております。

続きまして議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、は育児休業中の勤勉手当の支給及び職務復帰後におけます号給の調整をする該当職員につきまして、国に準拠しまして会計年度任用職員を除くため必要な事項について改正するものであります。第 7 条第 2 項のほうでは育児休業中の勤勉手当の支給についての規定ということになっておりまして、この規定の適用から会計年度任用職員を除くものということになっております。勤勉手当のほうから除くということになっております。また第 8 条のほうでは育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整の規定となっております。この規定の適用からも会計年度任用職員を除くものとなっております。また第 9 条第 2 項中、昭和 25 年法律第 261 号とあるのを削るのは今回の改正で第 7 条のほうにおいてこの記述がなされるため第 7 条以降には記述しないということから削るという内容になっております。続きまして議案第

23 号佐川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては県外出張にかかります都市交通費を廃止し、実質計算することとするため条例の一部を改正するものということになっております。今回の条例におきまして第 1 条で佐川町職員の旅費に関する条例を第 2 条のほうで特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例を、第 3 条のほうで佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の都市交通費に関する規定を削っております。第 1 条のほうでは先ほどの佐川町職員の旅費に関する条例の第 5 条第 1 項について第 7 号のほうに都市交通費の規定があるため、これを削ることに伴う第 8 号から第 12 号までの号を 1 号ずつ繰り上げるということになっております。第 19 条につきましては先ほど説明しました号を削り、1 号ずつ繰り上げることに伴う改正ということになっております。また同じ条例の別表第 1 及び備考の 3 から都市交通費に関するものを削っております。第 2 条こちらのほうは特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例のほうになりますけれども、第 2 条のほうでは同条例にあります別表第 2 のほうから都市交通費を削ります。あと第 3 条こちらのほうは佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例になっておりまして、同条例の第 4 条第 2 項並びに別表第 2 のほうから都市交通費を削るものという内容になっております。

続きまして議案第 24 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定、こちらのほうにつきましては住宅新築資金等貸付事業特別会計、こちらのほうにつきましては地方債の償還も終わり、貸付金利用者からの定期償還のほうも終了しております。残りは滞納者からの償還のみ残っている状態ということになっておりますことから、平成 31 年度からは一般会計のほうで経費等を計上いたしまして、同特別会計を廃止するという内容となっております。第 1 条第 1 項第 2 号に規定されております住宅新築資金等貸付事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業という文言を削りまして、第 3 号並びに第 4 号を 1 号ずつ、繰り上げるという内容になっております。またこの条例の附則において、この特別会計の中から削ることにつきましてはの経過措置を附則の中で定めております。以上で議案第 17 号から議案第 24 号までの条例議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

税務課長（森田修弘君）

それでは私のほうから議案第 25 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては町は県が算定した事業費納付金に応じまして、保険税額を算定することとなるため、税率の改正を行うものです。なお、税率の改正につきましては国保担当課の町民課より依頼のありました必要額と算定方式によって行っております。また佐川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会でご協議いただいております。参考資料のほうで説明させていただきますので参考資料議案第 25 号関係をご覧ください。A 3 の表になりますけれども、まず 1 の県が示す標準保険料率についてですが、これは事業費納付金の一部を国民健康保険税で集めることとなるために必要となる税率を県が通知してきているものです。佐川町におきましては県が想定している徴収率より高い徴収率を維持しているため、端数につきましては切り捨てた数値を改正税率として用いることとしました。2 の改正税率、条例の改正内容となりますが、上の表税率の部分ですけれども、左の表が現行税率で右の表が改正後の税率です。医療分と言いますと所得割これは前年度の所得に対する割合ですが、現行は 6.2%改正後が 7.3%均等割、被保険者に対する割合ですが現行が 2 万 5,600 円、改正後が 3 万 100 円。平等割、世帯に対する割合ですが、現行が 1 万 8 千円、改正後が 2 万 800 円。同じように後期高齢支援分と介護保険分も表のとおり改正となります。特定世帯等に対する平等割の軽減措置と低所得者に係る応益割の軽減額につきましては基礎となる税額を改正することで下の表のとおり、改正となります。3 の税額、調定額見込み額については改正税率による試算をしたものですが、賦課総額は表のとおりとなります。前回の税率改正におきまして 8%程度減額したこともありまして、今回の改正では 12%強の増額となります。

次のページからは条例改正の新旧対象表となっております。なお、条例の施行日は平成 31 年 4 月 1 日。以上で議案第 25 号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから議案第 26 号から議案第 28 号について説明をさせていただきます。議案第 26 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。この条例は要介護1から5の認定を受けた方が利用する地域密着型サービス、グループホーム小規模多機能型居宅介護、定員18名以下のデイサービス地域密着型介護老人福祉施設について、人員設備などの基準を定めている条例であります。今回の一部改正は介護保険法の制度改正などに伴うものであり、共生型地域密着型通所介護の基準が新たに設けられましたことによりまして、高齢者を対象としました介護施設に加え、障害児者を対象とした施設も共に高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けることができることになったことなどにより、人員設備などの基準を定めるため、一部改正をするものであります。

続きまして議案第27号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。この条例は要支援1、2の認定を受けた方が利用する地域密着型介護予防サービスグループホーム小規模多機能型居宅介護について、人員設備などの基準を定める条例であります。今回の一部改正は介護保険関連の例規の見直しを行い、参酌すべき基準の確認、国の基準省令との解釈の相違を生じない規定の仕方、及び実質的な基準の変更を伴わない形式的な執務上の標記の修正などを行うものであります。

続きまして議案第28号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。この条例は要支援1、2の認定を受けた方が介護予防サービスを受けるためのケアプランを作成する介護予防支援事業所の人員、設備などの基準と支援の方法を定める条例であります。一部改正は先ほどと同じ内容で介護保険関連の例規の見直しを行い、参酌すべき基準の確認、国の基準省令と解釈の相違を生じないような規定の仕方及び実質的な基準の変更を伴わない形式的な法制執務上の標記の修正などを行うものであります。議案第26号から議案第28号までの施行日は公布の日からです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

産業建設課長（田村正和君）

続きまして、私から議案第 29 号から 31 号についてご説明をさせていただきます。まず議案第 29 号の佐川町住宅新築資金等貸付条例の廃止につきまして補足説明をさせていただきます。この融資事業は貸付条例施行を行っておりまして、本年度に利用者からの貸付金の定期償還も終了しております。今後につきましても新たな融資予定もございませんので、関係する貸付条例を廃止するものでございます。なお、一部滞納者からの償還が残っておりまして、平成 31 年度から一般会計で償還事務を行う予定としております。このことから廃止する条例の附則に議案本文のとおり償還についての経過措置を規定しまして、償還義務が継続することが明らかにしたものでございます。

続きまして、議案第 30 号、佐川町商工業振興資金融資条例の廃止について、ご説明します。この条例につきましては昭和 34 年 7 月に制定されまして、商工会さんの会員さんから要望に対して必要な融資を行ってございましたが、昭和 62 年に融資制度が活用された以降は現在まで活用実績がない状況となっております。活用されない背景には融資内容がより充実した高知県独自の制度がございまして、その制度を活用するほうが有利であるということが原因となっております。商工会からも町独自の融資制度を今後も活用する予定はないという意見もいただきましたので、関係条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第 31 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。これにつきましては学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令が施行される予定となっておりますので、これを踏まえ所要の改正を行うものであります。これまで布設工事監督者それから水道技術管理者につきましてはその要件として大学等の卒業者との規定があるところを、大学等卒業者には短期大学を卒業した者も含まれることとされております。今回の法改正におきましては専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当するということになるために、これにあわせて改正するものです。それから、技術士法の施行規則の改正によりまして、技術士第二次試験の専門科目が大きくくり化をされております。上下水道部門につきましても水道環境が上水道及び工業用水道に

統合されることとなっておりますので、これを踏まえ資格要件についての所要の改正を行うものであります。あわせて簡易水道事業の規定の削除を行うものでございます。議案本文に布設工事監督者の資格それから水道技術管理者の資格について先ほど説明をさせてもらいました専門職大学の前期課程を修了した者を含むこと、それからそれに関する所要の改正、それから技術士二次試験の選択科目の削除、あわせて簡易水道事業の規定を削除したものでございます。

以上で議案第 29 号から議案第 31 号までの説明を終わります。
よろしくお願い致します。

教育次長（片岡雄司君）

私から議案第 32 号から 34 号までの 3 議案についてご説明をさせていただきます。まず議案第 32 号、佐川町民テニスコート設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、は本年度整備をしました佐川町民テニスコートの増設により、新たに増設しましたテニスコートの名称を佐川町民第 2 テニスコートとし、所在位置を佐川町甲 461 番地の 1 また既存のテニスコートの名称を佐川町民第 1 テニスコートに変更し、所在の位置を号筆による地番の変更のため、佐川町甲 407 番地 10 に変更するための条例の一部を改正するものであります。議案第 32 号関係には新旧対照表をつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。変更の内容の第 2 条の名称および位置の名称佐川町民テニスコートを佐川町民第 1 テニスコート及び佐川町民第 2 テニスコートにまた位置をそれぞれ佐川町甲 407 番地 10 および佐川町甲 416 番地 1 に改正するものであります。この条例は公布の日から施行することとしております。

続きまして議案第 33 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国土調査事業により地番が確定したため、設置位置の地番を変更するための条例の一部を改正するものでございます。参考資料議案第 33 号関係をご覧ください。これも新旧対照表となっております。変更内容の第 1 条の設置の地番を佐川町東組ヤブガトウ 2215 番地から佐川町東組 2215 番地 1 に改正するものです。この条例につきましては公布の日から施行するものとしております。

最後ですが、議案第 34 号、佐川町立山崎記念天文台設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設の設置場所を施設の名称を「佐川町立虚空蔵山わんぱく広場」か

ら施設の設置場所の地番「佐川町東組 2213 番地 1」に変更するための条例の一部を改正するものです。参考資料 34 号をご覧くださいと思います。こちらにつきましても新旧対照表となっています。変更内容の第 1 条の設置場所を施設名表記の「佐川町立虚空山わんぱく広場」から地番表記の「佐川町東組 2215 番地」に改正するものです。これにつきましても公布の日から施行することとしております。

以上で議案 32 から 34 号までの説明をさせていただきます。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

議案第 35 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。新旧対照表をお手元にお配りしておりますので、そちらをご覧ください。これにつきましては第 1 条の改正後の案のところをご覧ください。設置及び管理に関する根拠法令を、この度明記するための改正でございます。佐川町病院事業町立ということでございますので、町立としての根拠法令でございます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の第 244 条の 2、これは公の施設の設置及び管理ということの根拠でございます。また国民健康保険病院ということでございますので、その根拠になります国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条それと及び佐川町国民健康保険条例（昭和 35 年佐川町条例第 7 号）第 9 条これを新たに加えるものでございます。また第 7 条につきましては地方自治法の昭和 22 年法律第 67 号というところに新たに第 1 条に示されますので第 7 条は削除するものであります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（岡崎省二君）

私のほうから議案第 36 号、議案第 37 号の補足説明をさせていただきます。まず議案第 36 号、牧野公園の指定管理者の指定について、は平成 31 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして引き続き一般社団法人さかわ観光協会に当施設の指定管理を指定するものです。指定期間につきましては、牧野公園設置及び管理運営に関する条例第 5 条の規定に基づきまして 5 年間とするものです。

続きまして議案第 37 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定につきましては、平成 31 年 3 月 31 日に指定期間が満了いたしますこと

から、これまでの管理実績等を踏まえまして引き続き一般社団法人さかわ観光協会に当施設の指定管理を指定するものです。指定期間につきましては旧浜口邸住宅の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき5年間とするものです。

以上、よろしく願いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

続きまして議案第38号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定につきましては、指定管理が満了いたしますことから、これまでの管理実績等を踏まえまして引き続き特定非営利活動法人とかの元気村に施設の指定管理を指定するものであります。指定の期間につきましては、2019年4月1日より2022年3月31日までとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

教育次長（片岡雄司君）

私から議案第39号から議案第41号までの説明をさせていただきます。議案第39号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について、説明させていただきます。本議案は牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により従前から指定管理をお願いしております特定非営利活動法人佐川くろがねの会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。なお指定の期間については2019年4月1日から2024年3月31日までの5ヵ年としています。

続きまして議案第40号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定についても39号と同様に佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理をお願いしております特定非営利活動法人とかの元気村を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間につきましては2019年4月1日から2022年3月31日までの3ヵ年としております。

そして議案第41号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定につきましては、こちらも同様に佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第2条に基づく公募に

よらない選定により、佐川星を観る会を指定管理者に指定することによりまして、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間につきましては2019年4月1日から2022年3月31日までの3ヵ年としております。どうぞよろしくお願い致します。

総務課長（麻田正志君）

私から議案第42号の四つ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について、から議案第45号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定について、まで説明のほうをさせていただきます。

この総合整備計画の策定につきましては辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものとなっております。この計画の構成につきましては議案第42号から45号までの各辺地とも同じでありますので、議案第42号から45号までの説明は議案の42号、四つ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画のほうを用いて説明のほうをさせていただきます。

議案第42号こちらのほうは四つ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画となっております。計画書自体は議案の裏面、裏面のほうに総合整備計画書というものがございますので、そちらのほうをご覧ください。まず先ほどの法律によります辺地というものですけれども、こちらのほうは交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活水準が著しく低い山間地、離島、その他のへんぴな地域で当該地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有し、辺地度数が100点以上である地域のことを法律による辺地ということになっております。総合整備計画書の内容についてですけれども、この地域の辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、公共的施設の整備計画というもので構成されております。1番の辺地の概況、こちらのほうにつきましては辺地を構成する町または字の名称こちらのほうは佐川町四つ白・二ツ野というのが辺地を構成する名称ということになっております。そして先ほど説明いたしました地域の中心の位置、そちらの地域の中心の位置というのは固定資産台帳に登録されました宅地の3.3平方メートルあたりの価格が最高の地点ということになっております。

続きまして次の辺地度数、こちらのほうも先ほどの説明でありました点数でありますけれども、役場・医療機関・郵便局・小中学

校・バス停までの距離が遠隔であることなど、へんぴな程度を示す点数ということになっております。ここが 100 点以上で、辺地の要件のひとつを満たすということになっております。

次の公共的施設の整備を必要とする事情というところでありませうけれども、ここには各辺地のその地域の生活環境や道路状況などについて記載のほうをしております。

3 番目にあります公共的施設の整備計画こちらのほうでは計画の期間、施設名、事業主体名、事業費、財源内訳、そして辺地対策事業債の予定額のほうを記載しております。この辺地に対する財政上の措置といたしまして町が策定する辺地の総合整備計画、今回議案としてあげておるものでありますけれども、この整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備につきましては辺地対策事業債こちらのほうが充当できることになっております。こちらの辺地対策事業債につきましては充当率が 100%、元利償還金の 80%が普通交付税の基準財政需要額に参入されるという内容となっております。こちらの辺地対策事業債を財源とすることができるということになっております。参考資料のほうに A 3 の 1 枚もので議案第 42 号から 45 号関係という参考資料のほうをつけさせていただいております。こちらの図面のほうは辺地総合整備計画実施事業の位置図ということになっております。線で囲った地域のうち図面の左下のほうに尾川斗賀野辺地とありますけれども、こちらのほうは既に総合整備計画策定済みなどで、それを除いた 4 つの辺地が今回の計画を策定します各辺地ということになっております。その辺地の枠で囲んだところに事業名を記載しております事業それが、各辺地において今回の計画で予定されておる事業ということになっております。以上で議案第 42 号から議案第 45 号までの説明とさせていただきます。

議長（永田耕朗君）

これで議案第 1 号から議案第 45 号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議はこれもちまして終わります。

次の開会を 4 日の午前 9 時といたします。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 4 時 3 5 分